明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律（八九）　三
○農林水産省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四五）　七
○農林水産省組織令の一部を改正する政令（二四六）　八
○農産物検査法施行令の一部を改正する政令（二四七）　二
○臨床工学技士法施行令等の一部を改正する政令（二四八）
○ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（二四九）
○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（二五〇）　三

〔政　令〕

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、全国社会保険労務士会連合会平成二十二年度の決算関係
地方公共団体
公債償還（東京都区）、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律（法律第八九号）（農林水産省）

1　指定支援法人は、農林中央金庫から震災特例組合等が発行する優先出資の引受け等に係る要請を受けた場合において、農水産業協同組合貯金保険機構に対し特定優先出資等の取得に係る申込みをしようとするときは、農林中央金庫を通じて、当該要請に係る震災特例組合等に対し、信用事業強化計画の提出を求めなければならないものとした。（附則第三条関係）

2　機構は、指定支援法人から平成二九年三月三一日までに1の申込みを受けたときは、主務大臣に対し、指定支援法人と連名で、当該申込みに係る特定優先出資等の取得を行うかどうかの決定を求めなければならないものとした。（附則第三条関係）

3　指定支援法人が2の申込みをする場合には、当該申込みに係る特定優先出資等に係る震災特例組合等は、機構を通じて、信用事業強化計画を主務大臣に提出しなければならないものとするとともに、農林中央金庫は、機構を通じて、信用事業強化指導計画を主務大臣に提出しなければならないものとした。（附則第四条関係）

4　主務大臣が信用事業強化計画等の提出を受けたときにおいて特定優先出資等の取得を行うべき旨の決定をするための要件等を定めることとした。（附則第五条関係）

5　計画提出組合等又は農林中央金庫は、信用事業強化計画又は信用事業強化指導計画の履行状況について、機構が取得した特定優先出資等の全部につきその処分をし、又は償還等を受けるまでの間、主務大臣に対し、報告を行わなければならないものとするとともに、主務大臣は、計画提出組合等又は農林中央金庫に対し、監督上必要な措置を命ずることができるものとした。（附則第八条及び第九条関係）

6　機構が取得した特定優先出資等に係る震災特例組合等は、合併等を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならないものとするとともに、認可要件等を定めることとした。（附則第一一条関係）

7　6の認可を受けて合併等が行われた場合において、当該合併等に係る承継組合等は信用事業強化計画を、農林中央金庫は信用事業強化指導計画を主務大臣に提出しなければならないものとした。（附則第一一条関係）

8　特別対象組合等は、機構による特定優先出資等の取得があった日から起算して一〇年を経過する日（やむを得ない事情により当該日に申請をすることが困難である場合にあっては、当該日から一定の期間を経過した日）までに、9の認定又は10の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならないものとした。（附則第一五条関係）

9　特別対象組合等は、経営困難農水産業協同組合でなく、かつ、その財務の状況が、資産の額が負債の額に機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合は、信用事業が改善したことを示すために必要な書類及び特別信用事業強化計画を主務大臣に提出して、農林中央金庫と連名で、当該特別対象組合等の信用事業が改善した旨の認定を申請することができるものとするとともに、認定要件等を定めることとした。（附則第一六条関係）

10　特別対象組合等は、その財務の状況が、資産の額が負債の額に機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合として主務省令で定める場合に該当しないときは、資本整理等実施要綱を主務大臣に提出して、農林中央金庫と連名で、信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を申請することができるものとするとともに、認定要件等を定めることとした。（附則第一七条）

11　認定特別対象組合等又は相手方組合等は、機構が、資本整理として特定優先出資等に係る優先出資の消却を行うために必要な金銭の贈与を行うことを、指定支援法人と連名で、機構に申し込むことができるものとした。（附則第一八条関係）